

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年7月25日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンモール草津 草津市新浜町193番2ほか250筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 岡崎双一
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
A棟核店舗（イオンリテール株式会社） 午前9時（年間60日以内午前8時）から午前0時まで
A棟専門店（その他小売店） 午前9時から午後11時まで
B棟専門店（その他小売店） 午前9時から午後11時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
A-1およびA-2 午前8時30分（年間60日以内午前7時30分）から午前0時30分まで
A-3およびA-4 午前8時30分（年間60日以内午前7時30分）から午後10時まで
A-5、A-6、A-7、A棟4F、A棟5F、A棟6F、B-1、B-2、B-3、B棟屋上およびC-1 午前8時30分（年間60日以内午前7時30分）から午前0時30分まで
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設A 午前4時から午後10時まで
荷さばき施設B 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設C 午前7時から午後10時まで
荷さばき施設D 午前6時から午後10時まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
A棟核店舗（イオンリテール株式会社） 午前7時から午前0時まで
A棟専門店（その他小売店） 午前7時から午後11時まで
B棟専門店（その他小売店） 午前7時から午後11時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
A-1およびA-2 午前6時30分から午前0時30分まで
A-3およびA-4 午前7時30分から午後10時まで
A-5、A-6、A-7、A棟4F、A棟5F、A棟6F、B-1、B-2、B-3、B棟屋上およびC-1 午前6時30分から午前0時30分まで
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設A 午前4時から午後10時まで
荷さばき施設B 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設C 午前6時から午後10時まで
荷さばき施設D 午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日 平成24年7月5日
- 5 変更の理由 お客様のライフスタイルに合わせた店舗運営のため
- 6 届出年月日 平成24年7月4日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1
草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
 - (2) 縦覧期間 平成24年7月25日から平成24年11月26日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 24 年 11 月 26 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1